

報告事項 1

教育長の臨時代理による神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

教育長の臨時代理による神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、以下のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 6 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

### 神戸市教育委員会規則第1号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1、2 [略]	附 則 1、2 [略] <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例）</u> 3 <u>第2条の規定にかかわらず、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）に定めるもののほか、当分の間、新型コロナウイルス感染症（病</u>

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）が活動していた場所その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行われる業務であって、次に掲げる業務（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「週休日等」という。）及び平日（週休日等以外の日をいう。以下同じ。）午後5時以降に行う業務に限る。以下同じ。）に従事する第2条3項に規定する職員に対し、1日当たり1つの業務につき1回に限り感染症予防業務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所又は物件の消毒業

務

(2) 保護者への連絡及び調整に係る業務

(3) 学校園で実施されるPCR検査の支援業務

4 前項各号に規定する業務に従事する際の手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じた額とする。

平日午後5時から午後10時まで	日額300円
平日午後10時から翌日の午前5時まで	日額1,000円
週休日等	日額1,500円

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

## 感染症予防業務手当の特例（コロナ特勤）の廃止について

## 1. 概要

令和5年5月8日、国において、これまでの防疫等作業手当の特例を廃止する人事院規則の一部を改正する規則が公布された。その改正内容及び趣旨を踏まえ、市長部局において、感染症予防業務手当（コロナ特勤）の特例を廃止（一部の業務については9月末まで継続）予定である。ついては、教育委員会においても、「神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則」を改正のうえ、感染症予防業務手当の特例を廃止する。

## 2. 廃止対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染者等（陽性者・濃厚接触者）及び感染の疑いがある者が発生した学校園において以下の業務に従事した場合に手当の支給対象としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、支給対象外とする。

区分	業務内容	業務詳細	支給額(日額)
感染者等(※1)に接しない業務 (平日の時間外又は週休日・休日に従事した場合に限る)	消毒	感染者等(※1)が発生した場合のクラス教室等及び動線の消毒	平日 17～22時：300円 平日 22時～：1,000円 週休日・休日：1,500円
	連絡調整業務	感染者等(※1)が発生した場合の保護者の連絡調整業務（保護者へ電話連絡、案内メール、通知作成、同意書ポスティング、家庭訪問）	
	PCR検査への協力	学校園で実施するPCR検査への協力（設営、受付、誘導）	
・児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務 ・感染者等(※1)に接して行う業務	救急業務	感染の疑いのある児童又は生徒の救急業務	3,000円(4,000円※2)
	疫学調査への協力	感染者等(※1)に対して保健所等が行う、感染経路特定のための疫学調査への協力（保健所からの聞き取り、保健所等への報告書等の作成、感染者等が発生したクラスの児童又は生徒との面談）	

※1：陽性者及び濃厚接触者

※2：対象者に直接接触又は1時間以上（1日の累積）接して行う場合

## 3. 廃止時期 令和5年6月1日